

規制の事後評価書

法令の名称：生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律
(平成 30 年法律第 44 号)

規制の名称：進学準備給付金の支給に伴う報告徴収等の創設

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省社会・援護局保護課

評価実施時期：令和 6 年 12 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・被保護者である高校生等であって大学等に確実に入学すると見込まれるものに対し、進学準備給付金を支給する制度を新たに創設することに伴い、
- (1) 給付金の支給に関し必要があるときに、被保護者や大学等の長に必要な事項の報告を求めることができる規定を設けること
- (2) 不正に給付金を受給した場合は罰則(3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金)の適用対象とすることという規制を新たに設けた。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況(新設・拡充のみ)>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

＜効果（課題の解消・予防）＞

		算出方法と数値
①給付金が適正に支給される効果	事前評価時	－
	事後評価時	－

注）事前評価時に、事後評価の際の指標設定等は困難であるとし、効果の具体的な推計を行っていない。

＜負担＞

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①給付金の支給に関し必要があるときに、被保護者等が必要な事項の報告を求められた際に生じる費用	事前評価時	－
	事後評価時	－

注 1）事前評価時に、事後評価の際の指標設定等は困難であるとし、遵守費用の具体的な推計を行っていない。

注 2）進学準備給付金の支給に関し必要な報告を求められた際に生じる費用については、具体的な算出が困難。

■ 行政費用

		算出方法と数値
①不正に給付金を受給した場合に罰則の適用対象とするか調査等を行う際に生じる行政費用	事前評価時	－
	事後評価時	－

注 1）事前評価時に、事後評価の際の指標設定等は困難であるとし、行政費用の具体的な推計を行っていない。

注 2）本件については、個別の事案に応じて費用の要否が変わるため算出できない。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

- ・ 本件規制については、法令に定められる罰則等を背景として都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が支給する給付金が、適正に給付されることを図るものであり、今後も適正な進学準備給付金の支給のため引き続き実施していくこととしたい。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(仮称)

規制の名称：進学準備給付金の支給に伴う報告徴収等の創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：社会・援護局保護課

評価実施時期：平成30年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

被保護者である高校生等であって大学等に確実に入学すると見込まれるものに対し、進学準備給付金を支給する制度を新たに創設することとした。当該制度の創設に伴い、

（１）給付金の支給に関し必要があるときに、被保護者や大学等の長に必要な事項の報告を求めることができる規定を設けること

（２）不正に給付金を受給した場合は罰則（３年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の適用対象とすること

という規制を新たに設けた。

規制の新設を行わない場合は、給付金の支給に関し必要な事項等について被保護者等に対して報告を求めることができず、不正受給に対する罰則の適用ができないため、適正な給付金の支給を図ることができない。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

(1) 給付金の支給に関し必要な事項について、被保護者等からの届け出とし、正当な理由なく届け出を行わない者に対しては、進学準備給付金の支給を行わないことが非規制案として考えられる。

この場合、例えば被保護者等に対して報告についての裏付けとなるために、必要な調査を行うことができず、進学準備給付金の不適正な支給が生じることにより、行政費用が増大されるおそれがある。

(2) 不正に給付金を受給した場合に罰則を科さず、給付金を不当利得として返還させることが代替案として考えられる。この場合、不正利得の徴収の規定のみで適正な給付金の支給を担保することとなり、不正受給を防止する効果が十分でなく、不要な支出が生じ、社会的費用がかえって増大するおそれがある。これらのことから、改正案の方が適切と考える。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

進学準備給付金の支給対象となる生活保護受給者や大学等の長は当該給付金の支給に関し必要な事項について、支給する機関から報告を求められた場合は報告に応じる負担が生じ、また、正当な理由なくこれらの報告に応じなかった場合や、当該給付金を不正受給した場合は、罰則（3年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとなる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

給付金の支給に関し必要な報告を求めること等により、給付金の支給の適正な実施が図られ、不正受給の防止につながり、適正な給付金の支給を確保することができる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

給付金を支給する制度の創設に伴う規制であり、影響は当該給付金の支給事務の範囲にとどまるものであるため副次的な影響はない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われているものであることから、国民の信頼が得られる公正な運用が行われることが重要である。被保護者等に罰則が適用される可能性はあるが、給付金の適正な支給の確保が被保護者等に課す負担を大きく上回る。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

給付金を支給する制度の創設に伴う規制であり、対象や手法等にオプションを想定しうる規制ではないため代替案は想定されない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容

によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難と考える。